

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 15 日現在

機関番号：32501  
 研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2009 年度～2011 年度  
 課題番号：21500741  
 研究課題名（和文） 下肢障害のある人の住宅選択・確保の過程から分析した住宅支援施策の課題  
 研究課題名（英文） Problems on housing support measures analyzed from process of choosing and/or securing housing for those with disabilities in lower limbs

研究代表者  
 小坂橋 恵美子 (KOITABASHI EMIKO) 淑徳大学 看護学部 講師

研究者番号：20512487

研究成果の概要（和文）：本研究では、脊髄損傷による下肢障害のある人を対象とした質問紙および面接調査と、その居住自治体の支援サービスに関する調査から、住宅選択・確保する際に直面する困難およびその構造の一端を明らかにした。すなわち、①住宅改善が障害のある人の経済的負担や賃貸住宅での入居制限などの住宅確保の困難につながっていること、②この背景には、障害のある人の住宅に対する公的支援の限界、バリアフリー化住宅の量的不足があり、③ひいては住宅確保を国民の自助努力とし、住宅を個人の資産ととらえてきたわが国の住宅支援施策からもたらされていること、である。

研究成果の概要（英文）：From the investigation aiming at these who have disabilities in lower limbs due to spinal injuries, by means of questionnaire and interview, and how each administrative body they belong offers support service, I found some points they may face difficulties and its structures during process of choosing and/or securing their houses, that is;

- ① Housing alternation into barrier free brings about various burdens and difficulties on people with disabilities such as financial burden and residing restrictions when leasing houses  
 ② On the background, there is a limit to public support against housing for people with disabilities and the barrier-free housing is still in short supply,  
 ③ Finally as a result, this connects to housing support measures of the state following the idea that housing is to be secured by own efforts and is personal assets.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	600000	180000	780000
2010 年度	1100000	330000	1430000
2011 年度	600000	180000	780000
年度			
年度			
総計	2300000	690000	2990000

研究分野：住居学

科研費の分科・細目：生活科学・生活科学一般

キーワード：障害のある人、生活、住宅、住宅支援施策

## 1. 研究開始当初の背景

近年のわが国では、障害のある人の

社会活動への参加が進められている。  
障害のある人の社会参加に伴って住宅

を住み替えたり、新たに住宅を確保する人も多くなると予想できる。障害のある人が地域で支援を受けながら生活する場合、特に公的支援の場合は、住所地に住んでいてはじめて申請できるなど、住宅を確保しないことにはどうにもならないことがほとんどである。しかし、わが国の既存住宅には物理的なバリアが多いことのみならず、障害があることを理由とした家主らによる入居拒否があるなど、障害のある人が住宅を確保することは容易なことではない。

こうした困難さが存在しているにもかかわらず、住宅確保の問題は障害者団体等による国・自治体への要望活動において、主要なテーマとして取り上げられてこなかった。また、筆者の周囲にいる障害のある人が、住宅確保の問題を話題にすることは少ない。

障害のある人の住宅確保をめぐる問題は、当事者によってエピソードとして語られ、一部の研究者や国によって障害のある人の住宅難の問題や住宅支援の必要性として論じられてきた。筆者がこれまでにを行った脊髄損傷による下肢障害のある人を対象とした質問紙調査では、持ち家居住率は8割であること、住宅に関する問題よりも介助をはじめとする日常生活支援上の問題への対応を求める人が多いことを抽出した。しかし、バリアフリー化のために住宅を購入した結果、住居関連費用が生活費の4割弱を占めている者の存在も明らかになり、持ち家取得が新たな困難を来していることなども示された。したがって、下肢障害のある人が問題なく住宅を確保し、生活しているかどうかは、持ち家率やバリアフリー化の状況だけで把握することは難しい。今後、下肢障害のある人に有効な住宅支援を行っていく上では、こうした潜在化している問題を明らかにしていくことが必要である。

なお、障害のある人の住宅選択や確保がこれまで主要な研究テーマとならなかった理由として、①わが国の住宅問題としての量的不足の解消により、住宅を確保できない状況にあるということに注意が払われなくなったこと、②住宅は収入に依存するため、住宅の問題は障害のある人に限られたことではなく、どこまでが障害要因によるのかを明らかにしにくいこと、③障害のある当事者にとって、住宅確保の問題

は一時的な「悩み」や「困難」にすぎず、その後続く生活をどのように組み立てるかの方が重大な問題として位置づけられてきたことなどが考えられる。すなわち、住宅選択・確保の問題は研究者にとっても、障害当事者にとっても意識化されにくかったととらえられる。

## 2. 研究の目的

以上を踏まえ、本研究では下肢障害のある人が受障後、住宅を選択・確保していく過程において発生する困難や問題の所在、および住宅確保が障害のある人の生活に与える影響などについて、明らかにすることを目的とする。

なお、研究者のみならず、当事者にとって意識されにくかった問題を扱うこと、しかもこの問題は一時的であったとしても、再び住宅を選択し、確保しようとする際には顕在化することなどから、障害のある人の住宅確保に着目する本研究は、学術的に意義があるといえる。また、本研究で扱う問題は、実際に種々のバリアに直面し、困難を来している人の問題解決のための住宅支援施策上の課題を提示することにとどまらず、わが国の住宅政策をとらえ直すための資料となり得よう。

## 3. 研究の方法

本研究では、以下の3つの方向から調査を進め、分析を行う。

(1) 筆者が2007年に行った下肢障害のある人の住宅確保に関する質問紙調査を再分析し、住宅確保の実態および支援をうけた経験を明らかにする。

(2) 下肢障害のある人を対象に面接調査を行い、調査対象者の生活史における住宅確保の過程を詳細に把握し、住宅選択・確保において影響した要因を明らかにする。

(3) 過去におけるわが国の住宅支援施策に関する資料収集を行い、その変遷と障害のある人の生活実態を関連させて分析することにより、住宅確保支援策において検討すべき課題を明らかにする。

## 4. 研究成果

### (1) 研究の主な成果

① 下肢障害のある人の住宅確保の困難に関する要因およびその構造の把握

2007年に実施した質問紙調査(表1参照)をもとに、住宅を選択し確保す

# 様式 C - 1 9

表1 調査の概要

調査対象	2007年現在、日本せきずい基金が当事者あるいは家族であると把握している者
調査方法	自記式質問紙調査、郵送法
調査期間	2007年9月～10月
回答	配布数 2901
	回収数(率) 808 (27.9%)
	有効回答数(率) 784 (27.0%)

表2 調査対象者の概要

		件数	%			件数	%
年齢 (平均 52.1歳)	20歳未満	10	1.3%	現在の住宅 持ち家率 (持ち家率 83.3%)	持ち家戸建て住宅	559	71.3%
	20歳代	50	6.4%		民間分譲集合住宅	87	11.1%
	30歳代	97	12.4%		持家の公的分譲集合住宅	7	0.9%
	40歳代	149	19.0%		借家戸建て住宅	12	1.5%
	50歳代	219	27.9%		民間賃貸集合住宅	49	6.3%
	60～64歳	95	12.1%		公社・公団の集合住宅	13	1.7%
	65～69歳	79	10.1%		公営住宅	40	5.1%
	70歳以上	76	9.7%		社宅・官舎・寮	2	0.3%
	無回答	9	1.1%		病院・施設	11	1.4%
	男性	613	78.2%		無回答	4	0.5%
女性	168	21.4%	現住宅の住 宅改善	住宅改善した	625	79.7%	
無回答	3	0.4%		住宅改善しなかった	141	18.0%	
居住地域	北海道東北	65	8.3%	住居費が家 庭総収入に 占める割合	1%未満	108	13.8%
	信越北陸	26	3.3%		1%以上5%未満	35	4.5%
	関東	383	48.9%		5%以上10%未満	56	7.1%
	東海近畿	175	22.3%		10%以上15%未満	85	10.8%
	中国四国	72	9.2%		15%以上20%未満	37	4.7%
	九州沖縄	60	7.7%		20%以上30%未満	73	9.3%
	無回答	3	0.4%		30%以上40%未満	54	6.9%
	受障部位	397	50.6%		40%以上50%未満	14	1.8%
	頭・頸・腕・手	241	30.7%		50%以上	19	2.4%
	胸椎	68	8.7%		無回答	303	38.6%
腰椎	8	1.0%	住居費補助 受けている 受けていない わからない 無回答	受けている	55	7.0%	
背・膝・足	1	0.1%		受けていない	679	86.6%	
仙尾骨	15	1.9%		わからない	8	1.0%	
部位不明	4	0.5%		無回答	42	5.4%	
その他	50	6.4%		住み替え経 験したことある 経験したことある 経験と建替えの両方ともある 住み替え無し 無回答	転居したことある	325	41.5%
住宅内での車いす使用	671	85.8%	建替えしたことある		83	10.6%	
使用していない	110	14.0%	経験と建替えの両方ともある		20	2.6%	
無回答	3	0.4%	住み替え無し		299	38.1%	
			無回答		57	7.3%	
合計		784	100.0%	合計		784	100.0%

る際の困難について再分析した。なお、調査対象者の概要を表2に示す。

まず、現在居住している住宅（以下現住宅）への住み替え理由は「バリアフリー化が必要だった」が最も多く（理由を記述した428人中36.7%）、下肢障害のある人にとって住宅のバリアフリー化は大きなテーマであることを確認した。

次に、我が国で住宅を選択し、確保する際には不動産業者等にあっせんや入居を依頼する場合が多く、不動産業者等を対象とした先行研究ではあっせん時の消極的対応が障害のある人の住宅確保の困難につながっていると指摘されている。そこで、不動産業者等への受障後に依頼した経験のある18歳以上65歳未満の者188人の、入居条件や制限事項を付された経験（以下制約経験）および何らかの懸念事項（あっせん拒否を含む）を指摘された経験について検討した。その結果、不動産業者等から受ける制約は、保証人の確保や原状回復義務といった一般的な賃貸借契約で提示される入居条件であることが多く、下肢障害があることと直接関係するような条件を提示されることは少ない。しかし「住宅改修しないこと」のほか、中には「障害のある人の一人暮らしは不可」「年金のみでは入居不可」「障害がある場合はローンが組めない」などの制約経験が示された。こうした経験からは不動産業者等の障害のある

人の入居に対する困惑が窺え、障害のある人の入居制約につながっていると考えられる。

さらに、住宅の入居やあっせんにあたって、「火の始末ができるのか不安を感じる」などの懸念事項を指摘された経験について分析した。その結果、不動産業者等から懸念事項を指摘された経験がある人は74名（39.4%）で、その内容は「住宅改善」に対する懸念が最も多く、次いで「身体状況」である。この経験の有無と属性の関係（表3参照）は、本調査対象者の場合、住宅の所有形態や同居家族の有無、住み替え回数による影響がみられるが、障害の程度や車いす使用の有無との関連は見られない。

以上から、下肢障害のある人にとって住宅のバリアフリー化は大きなテーマであるにもかかわらず、我が国ではバリアフリー化された民間賃貸住宅が少なく、下肢障害のある人が民間賃貸住宅に住む場合にはまず住宅の改善が必要になる。こうした実状にもかかわらず、「住宅改善」などの懸念により、障害のある人の住宅確保が困難になっているという構造が示される。民間賃貸住宅では、個人の資産を保護したい

表3 懸念事項を言われた経験と属性(各項目無回答・無効回答者を除く)

		経験有		経験無し	
		人	%	人	%
性別	男性	60	32.1%	86	46.0%
	女性	14	7.5%	27	14.4%
	小計	74	39.6%	113	60.4%
受障部位※	頭・頸	49	27.1%	62	34.3%
	胸・腕	20	11.0%	39	21.5%
	腰・手	5	2.8%	6	3.3%
	小計	74	40.9%	107	59.1%
車いすの使用	ある	70	37.4%	104	55.6%
	ない	4	2.1%	9	4.8%
	小計	74	39.6%	113	60.4%
現在までの住み替え総回数	1回	26	17.6%	57	38.5%*
	2回	15	10.1%	22	14.9%
	3回	10	6.8%	4	2.7%
	4回以上	7	4.7%	7	4.7%
	小計	58	39.2%	90	60.8%
現住宅の所有形式	持ち家	44	24.0%	86	47.0%**
	借家	28	15.3%	25	13.7%
	小計	72	39.3%	111	60.7%
所有形式・住宅形態	持ち家戸建て住宅	26	14.0%	64	34.4%
	持ち家集合住宅	18	9.7%	22	11.8%
	民間賃貸戸建て	5	2.7%	1	0.5%
	民間賃貸集合住宅	16	8.6%	15	8.1%
	賃貸公的住宅	7	3.8%	8	4.3%
	給付住宅	0	0.0%	1	0.5%
	施設	2	1.1%	1	0.5%
小計	74	39.8%	112	60.2%	
現在の居住地	北海道・東北	6	3.2%	10	5.3%
	北陸・信越	2	1.1%	1	0.5%
	関東	36	19.3%	63	33.7%
	東海・近畿	18	9.6%	22	11.8%
	中国・四国	8	4.3%	7	3.7%
	九州・沖縄	4	2.1%	10	5.3%
	小計	74	39.6%	113	60.4%
現在の仕事	ある	34	18.5%	59	32.1%
	ない	37	20.1%	54	29.3%
	小計	71	38.6%	113	61.4%
現在の世帯年収	100万未満	4	2.4%	11	6.5%
	100～300万未満	23	13.7%	32	19.0%
	300～500万未満	20	11.9%	25	14.9%
	500～700万未満	8	4.8%	20	11.9%
	700～1000万未満	7	4.2%	9	5.4%
	1000万以上	2	1.2%	7	4.2%
	小計	64	38.1%	104	61.9%
同居家族の有無	ある	32	17.4%	27	14.7%**
	ない	40	21.7%	85	46.2%
	小計	72	39.1%	112	60.9%

※受障部位が広範囲の場合は高位の受障レベル  
カイニ乗検定 \* $p<0.05$  \*\* $p<0.01$

という意識から、障害のある人にとって必要な住宅改造を、住宅の改変や資産価値の低減ととらえて、賃貸に消極的になる所有者もいると考えられる。

また就労状況や経済的状況も、住宅確保に影響する。本調査対象者の場合、就労している者は約半数であるが、常勤は2割に過ぎず、世帯収入は300万円未満とする者が4割いる。このような経済的状況にあっても、本調査対象者の持ち家率は高い。これは、不動産業者等が入居の可否を決定する上で大きな判断事項としている経済的状況や、住宅改善の実施などを理由に入居を断られることのない持ち家であれば住宅確保しやすいと考える者が多いのであろう。したがって、本調査対象者にとって快適な住宅は持ち家でしか実現できないことを示していると考えられる。

以上から、脊髄損傷による下肢障害のある人の住宅確保を困難にさせる背景・要因は複数存在し、互いに関係し合っていることを明らかにした。特に、バリアフリー化住宅の量的不足があるにもかかわらず、障害のある人の入居や住宅改善による建物の改変、および改変による物件の資産価値の低減といった不安や困惑からもたらされる不動産業者等の懸念や消極的対応が、下肢障害のある人に経済的に無理をしても持ち家取得を選択させている可能性があるといえよう。

## ② 下肢障害のある人の住宅確保に関する支援の実態とその課題

ここでは、上記①の調査から、障害のある人からとらえた住宅支援の課題を明らかにする。そこで、障害のある人が住宅を確保する際に受けた支援の実状および意見を把握した。

その結果、受傷後、住宅に関して何らかの支援を受けた人は61.4% (481人)で、その支援者は表4に示すようにさまざまである。支援の内容(表5参照)は「住宅改善に関すること」が圧倒的に多く約9割を占めており、下肢障害のある人にとってバリアフリー化が大きな問題となっていることがここでも確認できる。さらに1名のみの方の支援者をあげた223人(支援経験者の46.4%)を対象に、支援内容別にその支援者(支援してくれた人)をとらえると、住宅改善に関しては「病院職員」が、住宅の建設や建て替えに関しては「友人・知人」が多く、住宅資金・費用に関しては「自治体の担当窓口」が多いことが示される。なお、半数

以上の人が複数の支援者とかかわり、内容によって支援者を選択している。

表4 支援者(複数回答)

	n=481	人数	%
病院職員		256	53.2
友人・知人		175	36.4
区・市町村の担当窓口		164	34.1
主治医		86	17.9
福祉施設職員		67	13.9
障害者団体		58	12.1
民間の支援事業者		34	7.1
その他		46	9.6

表5 支援の内容 (複数回答)

	n=481	人数	%
住宅改善(改良・改修)に関すること		420	87.3
住宅に関する資金や費用に関すること		117	24.3
住宅の建設・建替えに関すること		100	20.8
物件を探す方法や不動産業者との関わり方		36	7.5
その他		5	1.0

行政による住宅に関する公的支援についての認知度は低く、その内容は「住宅改善費用の補助」に偏っており、近年の住宅弱者を対象とした入居支援支援事業に関する認知度は非常に低い(3.8%)。また、行政に期待する住宅支援は、住宅改善の適用範囲の拡大や助成金額の増額といった費用負担に関するものが多い。しかし中には、住宅支援を受ける対象となりうることさえ知らなかった障害のある人もいる。

以上から、下肢障害のある人の住宅については、バリアフリー化をはかるための住宅改善、および受傷による入院から退院・地域生活に向けての住宅支援が求められていること、それら支援者として「病院職員」の役割が大きいこと、行政の支援事業に関してはその周知方法の工夫が望まれることが示される。

## ③ 障害のある人の住宅確保と公的住宅支援施策の関係

行政による公的住宅支援は、障害のある人による認知度が低いが、住宅の選択・確保の困難さを軽減したり、対処を容易にする上で、その意義は大きい。そこで、脊髄損傷による下肢障害のある人の住宅確保と公的支援との関係を明らかにすることを目的に、2010年度に実施した脊髄損傷による下肢障害のある人に対する面接調査、およびこの対象者の居住自治体における障害者支援サービスに関する資料の分析を行った(調査の概要は表6参照)。なお、自治体により収集可能な資料には大きな差があり、自治体間の比較検討は困難と判断した。そこで同一自治体で異なる年代に受傷した事例を扱う方が、障害のある人の住宅確保と支援の変遷の一端を明らかにできると考えた。すなわち事例の1人が受傷した昭和50年

表6 調査の概要

	調査Ⅰ	調査Ⅱ
調査対象	脊髄損傷による下肢障害のある人(全国)	調査Ⅰの調査対象者が居住する自治体(市町村)の障害者支援に関する資料
調査方法	面接によるヒアリング調査	自治体の情報公開センター等において閲覧可能な資料を収集
調査内容	生まれてから現在までの住まいを中心とした生活状況(受傷後の生活を詳細に把握)、自立についての考え	①の調査対象者の受傷後から現在まで提供された障害者支援サービス、住宅支援サービス
調査数(協力者数/閲覧可能自治体数)	14例	8自治体
調査期間	2010年8月～2011年1月	

# 様式 C - 19

代からそれ以降の資料の閲覧が可能であった東北地方の某市に焦点を当て、その居住者（2例）について把握することとした。分析対象事例はいずれも脊髄損傷による下肢障害のある車いす使用者で、生まれてから現在まで同一県内で移動し、現住宅に至っている。

表7は調査対象者の住宅および居住自治体の支援サービス・施策を経年的に併記したものである。我が国では国際障害者年（1981年）を契機に障害のある人に対する理解が進み、支援の充実がはかれるようになった。この分析により、1981年以前に受傷した事例では復職もままならなかったのに対し、それ以後に受傷した事例では職場をバリアフリー化してもらい復職しているなど、2人の受傷当時からの住宅や生活は大きく異なっていること、しかしいずれも住宅確保や改善に関しては公的支援を利用せず、自助努力に負うところが大きいことなどが示される。

以上のことから、障害のある人の生活のあり方および住宅支援サービス・施策は国際状況や経済状況、また人口構成変化などの社会的背景から影響を受けていること、しかしながら、住宅支援サービスの内容は障害のある人のニーズに十分対応しているとは言いがたく、我が国における住宅確保は依然として国民の自助努力によるところが大であること、そしてそれがひいては、

障害のある人自身が公的支援を受けて住宅確保や住環境の整備を目指そうという発想に至らない状況を生み出していることが示される。

## ④住宅選択・確保の要因

下肢障害のある人にとっての住宅確保のあり方を検討するために、下肢障害のある人の住まいの変遷についての面接調査結果から、現住宅の確保に影響している住生活上の要因を抽出する。

調査対象者等については表6の調査Iに示すとおりであるが、ここでは受障時には社会人（世帯主）であって経済的な制約が比較的少なく、住宅を自らの裁量で整えられる立場にあった人たち6例に絞って分析する。

6事例の現住宅に至った経緯は様々である。受傷以前からバリアフリーにしていたため、大規模な住宅改善をすることなく現住宅に住み続けることが可能であった者2人は、いずれも身体的に障害のある人の生活空間を体験したり、共に住んだりした経験が影響していると考えられる。このほか、住まいや土地に対する家族の愛着を重視した者が2人おり、1例は不便であってもバリアのある現住宅に住み続け、もう1例は制約のある土地に構造や間取りを工夫して建て替え、住み続けている。さらにそれまでの生活スタイルの継続を最優先事項とする者もいる。

したがって、本調査対象者は受傷により住宅の改変を余儀なくされるものの、それ以前の住宅の経験や家族等の住まいへの愛着、生活スタイルの方を優先する傾向にあると明示できよう。

さらに今回、「住宅とはその人らしく生活する場であり、障害の有無に関わらず、自立が人々の生活にとって大きなテーマである」と思われたことから、自立に対する考え方について把握した。その結果、調査対象者のとらえる自立とは「自分でできることは自分ですることであり、他者から受ける支援を可能な限り少なくしたいと考えていることが示され、住宅のバリアフリー化は自立に不可欠な要素といえる。そのほか「己を認めること、前向きな気持ち」「自尊心の尊重」ととらえる者もいる。したがって、受障によってそれまでの住宅および住生活を再評価し、新たな生活スタイルの構築や転換を求められたとき、これらが円滑に行われる住まいが望まれているといえよう。

表7 障害事例の住宅および自治体の支援の経緯

年	我が国の動向、事例の状況および住宅支援についての発言 (青：事例1、ピンク：事例2)	報告書における住宅支援サービスに関する記述内容
1972	36歳 現住宅を建築	
1976	41歳 受傷・入院	「在宅重度身体障害者生活改善事業（浴室、便所、洗濯所の改修に費用助成）」
	44歳 退院、退職	「重度身体障害者の専用住宅の建設事業」が登場
1979	住宅改修（スロープ、洋式便器、トイレ出入り口拡張）、自室の増築	「助成制度があることは知っていたが20万の助成では全く足りない」
1980	国際障害者年	「重度身体障害者の専用住宅の建設事業」の記述がなくなる。
1982	18歳 就職を機に職場近くの賃貸集合住宅に転居	「重度身体障害者専用居室建設事業」、「住宅の整備資金の貸し付け補助」が登場
1988	助成費用の増額（障害者の支援の充実進む）/パブル期	「身体障害者居室整備費」が増額45万円
1991	支援の充実進む）/パブル期	「身体障害者居室整備費」が増額48万円
1993	28歳 受傷、入院、退院	
	入院中に実家を改修。助成制度についての情報を得ないまま、改修し、退院。	「（役所の人が『何も使わなかったのか？』という制度があったんだよと知らされて、初めて『ああ、そうだったのか』と）」
1994	29歳 職場復帰、住宅を購入、住宅改修	「（改修には）300万くらい、けをましたときに、おりに生命保険金を使った」
	ハードビル法制定	
1996	助成費用の増額	「身体障害者居室整備費」が増額50万円
1997	介護保険法制定（1998施行）	
1998		「身体障害者居室整備費」が増額52万円
1999	66歳 全国障害者スポーツ大会に出場	
2000	交通バリアフリー法制定	「障害者の住みよみちづくり推進事業」の記述がなくなる。
2002	36歳 結婚	
2003		「在宅重度身体障害者生活改善事業の実施状況」、「身体障害者居室整備費」の記述がなくなる。 「身体障害者住宅バリアフリー化支援事業（重度障害者の日常生活を容易にする住宅改修、補助限度額40万円）」が登場
2004	「××安心安全のまちづくり条例」制定	
2005	障害者自立支援法制定	
2006	バリアフリー（新）法制定	
2009		「身体障害者住宅バリアフリー化支援事業の実施状況」の記述がなくなる。
2010	77歳 子ども、孫との3人家族	
	44歳 配偶者・子どもと4人家族	

※自治体の資料は主として障害者福祉に関する報告書で、年度によりその名称が変更されていても、目次構成が同じ場合同一資料として分析した。

## (2) 本研究の成果の意義

本研究では、住宅選択・確保の過程において、下肢障害のある人が直面する困難をもたらす要因およびその構造の一端を示した。

すなわち、①自立を支えるためにはバリアフリー化が重要であるにもかかわらず、バリアフリー化された住宅が少ないために、障害のある人による住宅改善は避けられないものになっていること、②しかも住宅改善が賃貸住宅への入居制限につながっていること、③そしてこの入居制限を回避するために無理をしても持ち家取得に至っており、新たな生活上の負担が生じていること、④さらに国民の自助努力に負っているなど、これまでの我が国の住宅を巡る社会的背景があり、障害のある人が公的支援を受けずに自助努力で住宅を確保していく環境を生み出していることなどがあげられる。

さらに、近年「障害者であるから」という理由で入居を拒否するなどの、あからさまな差別は少なくなっているが、下肢障害のある人への対応から、入居・あっせんに対する消極的対応がいまだ存在している事実を明らかにしたことである。

以上の成果は、今後下肢障害のある人の住宅支援策を構築していく上で、住宅のバリアフリー化をいっそう推進することのみならず、同時に賃貸住宅所有者の資産保護と入居者の住宅改善の権利保障に関する方策について社会的に取り組むこと、住宅の取得・賃貸等の契約について踏み込んで議論することの必要性を指摘するための資料にできよう。さらに障害のある人の住宅に対する公的支援および社会のあり方を検討していく上で意義がある。

## (3) 今後の課題・展望

本研究では、多くの下肢障害のある人の事例を収集したものの、研究期間内では全事例の分析を終えるまでには至らなかった。今後、分析を進め、本研究期間内では見出されなかった住宅に関する課題等について引き続き追究し、本調査協力者および社会に還元していきたい。また今回は住宅確保の困難に焦点を当てたが、障害のある人の住まいの歴史を聴取した調査研究は少ないため、様々な分析手法を試み、障害のある人の生活や人生における住宅確保の意味や位置づけについても検討

を加えていく予定である。

なお、自治体による支援策に関する資料調査については、保存年限等の関係で閲覧可能な資料が非常に限られていた自治体があるなど、収集したデータにはかなりばらつきがあり、今回の分析には十分に活かすことができなかった。しかし我が国の住宅支援施策を捉え直す上で、現時点で把握できる資料を整理することにも意味があると思え、今後取り組んでいきたい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

小板橋恵美子、沖田富美子、脊髄損傷による下肢障害のある人の住宅確保に関する研究一住宅確保における困難の実態から一、日本建築学会住宅系研究報告会論文集、査読有、4巻、2009年、pp. 323-328

〔学会発表〕(計3件)

- ① 小板橋恵美子、沖田富美子、障害のある人の住生活に関する実態調査一主として下肢障害のある人の住宅確保の実態からみた地域間格差について一、日本居住福祉学会 2011年度第11回大会、2011年5月、大阪(大阪市立大学)
- ② 小板橋恵美子、沖田富美子、障害のある人からとらえた住宅支援の実状 脊髄損傷による下肢障害のある人の住宅確保に関する研究2、2010年度日本建築学会(北陸)学術講演会、2010年9月、富山(富山大学)
- ③ 小板橋恵美子、沖田富美子、脊髄損傷による下肢障害のある人の住宅確保に関する研究一住宅確保における困難の実態から一、日本建築学会住宅系研究報告会、2009年12月、東京(建築会館)

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

小板橋 恵美子 (KOITABASHI EMIKO)  
淑徳大学・看護学部・講師  
研究者番号：20512487

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし